

# 大好きいばらき応援寄附金管理システム導入業務委託仕様書

## 1 業務名

大好きいばらき応援寄附金管理システム導入業務委託

## 2 業務の目的

本県では、平成30年度からふるさと納税の返礼品として特産品の送付を開始する予定である。また、各種媒体を活用したPRを実施することで、平成30年度は寄附件数の大幅な増加が見込まれる。

そのような中で、現状の自前のデータベース（エクセル）での管理では、非効率で業務に支障をきたすため、WEBシステムを導入し返礼品発送事業者にIDを付与することで、寄附者情報の管理から事業者への返礼品発注、配送管理をすべてWEB内で完結し、業務の軽減を図る。

なお、本県における寄附申込の受付は、株式会社トラストバンクが運営するポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用し、返礼品の発送業務は株式会社高島屋が実施する予定である。そのため、導入するシステムは、トラストバンク社と正式提携しており「ふるさとチョイス」とAPIによる連携機能実績を有すること並びに株式会社高島屋との連携実績を有することを求める。

## 3 業務委託期間

契約の日から平成31年3月31日まで。

管理システム導入に係る期間は、平成30年4月下旬までとする。

システム導入業務完了後、運用保守業務へと移行する。

## 4 業務の概要

- (1) 大好きいばらき応援寄附金管理システムの設計、構築、保守
- (2) 過去の大好きいばらき応援寄附金に関するデータの移行作業
- (3) 担当職員及び返礼品発送事業者への研修

## 5 仕様等

### (1) 基本要件

- ①仮想デスクトップ環境下におけるインターネット上において、利用が可能であること。
- ②一般的なブラウザ（Microsoft Internet Explorer, FireFox, GoogleChrome 等）でそのバージョンに依存することなくシステムの利用が可能であること。
- ③アクセシビリティが確保されていること。
- ④画面表示及び切り替えは、ストレスなく行われること。
- ⑤情報を表示入力するフォームや、認証が必要とされるページでは、SSL等の対応に

より暗号化された通信が行われること。

- ⑥特定（県が指定する）の場所からのみアクセスを許可し、サーバーへの不正アクセス等を防ぐ仕組みを導入すること。また、不正アクセス等の有無について定期的に報告を行うこと。
- ⑦運用において、専門的知識や技術を必要としないものとする。
- ⑧システムの稼働に必要なサーバーOS、ミドルウェア等は、商用サポート付きのものを受注者が導入するものとし、既知のセキュリティホールについては、全て対策を講じ最新の状態のものを導入すること。
- ⑨受注者は、サーバー用のウイルス対策ソフトを購入し、自動更新により最新パターンファイルが適用できるようインストール及び設定すること。
- ⑩サーバーの使用料並びにサーバOS、ウイルス対策ソフト、SSL、ミドルウェア等の更新は、保守に含めること。
- ⑪システム運用に必要な環境整備は次のとおりとする。
  - ア) 障害発生時は原則、当日業務終了時間（17時15分）までに対応できること。
  - イ) データ保存期間は寄附年度から最低5年とする。
  - ウ) システム利用規模は、利用する職員は4人、端末台数は4台を想定している。

## (2) 搭載機能及び運用管理

### ①導入実績

他の地方自治体での本システムの導入実績が相当数あること。

### ②寄附管理

- ア) 委託者が管理しているデータ（約2,000件）をシステムに移行、登録し、その後追加されるデータと同等に管理できること。
- イ) Yahoo! 公金支払い、ふるさとチョイス等外部システムからのデータのインポートや更新を確実にできること。
- ウ) 委託者が寄附情報を手入力できること。また、インポートした寄附情報を必要に応じて修正できること。
- エ) 寄附情報に入力漏れや明らかな入力ミス等があった場合、メッセージもしくは色表示等で通知できること。
- オ) インポート及び手入力した寄附情報には、自動で管理番号を付番すること。また、管理番号は年度毎に管理できること。
- カ) 寄附情報の管理項目は、県と別途協議すること。
- キ) 寄附情報を年度毎に管理でき、住所地域別、寄附申込種別、寄附金額別等あらゆる条件を任意の範囲で検索し、統計分析ができること。また、検索結果はCSVファイル等により出力できること。
- ク) 1回の寄附で複数の返礼品を希望でき、個別に配送先・配送時期を管理できること。
- ケ) 返礼品ごとに発送日から寄附情報を抽出し、一覧に出力して印刷できること。

- コ) 寄附者氏名、住所等からリピーターの検索を行い表示できること。また、寄附者の寄附履歴を管理できること。
- サ) 寄附情報ごとに入金の管理ができること。また、申請件数と金額及び受納件数と金額をそれぞれ日次及び月次に把握できること。
- シ) WindowsOS のログインとは別に、システムへのログイン時に、ユーザーIDとパスワードを設けること。
- ス) 返礼品が発送された情報が寄附者にメールで伝達できること。
- セ) ワンストップ申請書をバーコード管理し、受付時にバーコードリーダーで読み込めること。
- ソ) ワンストップ申請希望者に、受付状況をメールで送信できること。

### ③寄附者管理

年度毎に氏名、郵便番号、電話番号等で紐づけを行い、同一人物の寄附をまとめて管理できること。

### ④配送管理

寄附情報の中から返礼品発送の情報を別途管理ができること。

### ⑤返礼品発送事業者管理

- ア) 返礼品発送事業者の情報が管理できること。
- イ) 返礼品発送事業者に依頼している発注状況を集計できること。
- ウ) 過去の配送状況から年度毎に返礼品発送事業者の統計分析ができること。  
システム内に必要な統計分析情報を書き出す機能を設置し、Excel で表示や編集が可能な仕様とする。

### ⑥発送事業者側の管理機能

- ア) 発送事業者ごとにログインIDとパスワードを付与すること。
- イ) 発送事業者の画面には必要最低限の情報のみを閲覧可能とすること。
- ウ) 発送事業者においても情報分析が可能なこと。
- エ) その他有効な発送事業者管理機能があれば提案すること。

### ⑦返礼品管理

- ア) 年度毎に返礼品の情報が管理できること。
- イ) 返礼品の追加、修正及び削除等ができること。
- ウ) 返礼品毎の発注状況及び配送状況が集計できること。
- エ) 過去の配送情報から月、年度毎に返礼品の統計分析ができること。
- オ) 統計分析結果はCSVファイル等により出力できること。

必要な統計分析結果を書き出す機能を設置して Excel で表示や編集が可能な仕様とする。

#### ⑧印刷機能

ア) 寄附情報，配送情報から条件を指定し，お礼状，受領証明書等がまとめて印刷できること。

イ) 寄附情報からお礼状，払込取扱票，受領証明書等を茨城県指定の様式に印刷できること。（窓空き封筒のレイアウトに対応すること）なお，指定の様式については，受託者に別途お示しする。

ウ) ワンストップ特例制度に併せて，申告特例申請書，申告特例通知書が印刷できること。

エ) 申告特例申請書，申告特例通知書の様式が変更された場合は，対応すること。

また，申告特例通知書の印刷は，各自治体の申告先の住所などが印刷された送付状と併せて，自治体毎にまとめて印刷ができること。

#### ⑨操作履歴

ア) 職員が各情報の登録，変更，削除，インポート，エクスポートなど情報に影響を与える処理を行う場合は，操作履歴を保管すること。

イ) 保管された操作履歴は，検索することができること。

#### ⑩その他

ア) システム全体として，ページデザインに統一性を持たせること。

イ) 上記以外に運営の効率化に繋がる提案，見やすさ，操作性の向上に努めること。

ウ) その他，有益と思われるコンテンツを提案すること。

### (3) システム設計，構築，導入等

①上記「(2) 搭載機能及び運用管理」の要件事項の具体化（要件定義）を行い，委託者と合意すること。

②システム開発を行うこと。

③テスト（デザイン，操作性，性能，例外処理，障害復旧等）を実施し，結果を報告すること。

④委託者側が行うテスト（受入れテスト）について支援すること。

⑤操作マニュアル，管理者マニュアルを作成すること。

### (4) 操作研修

受託者作成のマニュアルを用いて，運用担当職員に対し，システムの運用方法等必要な操作研修を1回実施すること。

#### (5) スケジュール管理

- ①体制，スケジュール等を記載した計画書を作成すること。
- ②本業務が計画通り推進できるよう，進捗管理，品質管理，課題管理等を行い，必要に応じて適宜報告すること。
- ③次工程に進む上で委託者の合意が必要となる局面（要件定義実施後，受入テスト実施前，本稼働前等）においては，進捗状況や，要件定義内容／テスト内容／移行手順等の充足度等について報告し，必要に応じて委託者への報告会を実施すること。

#### (6) 導入後のサポート，保守

本業務の受託者と別途契約する保守契約においては，次の業務内容を予定している。

- ①上記「(2) 搭載機能及び運用管理」に記載する内容の適宜更新を行うこと。
- ②問い合わせ窓口を設けること。

### 6 業務担当技術者

- (1) 受託者は，自己の従業員の中から本業務の対象システムに精通している者（以下「技術者」という。）を選任して，本業務に従事させるものとする。
- (2) 受託者は，契約履行のため事前に技術者に対し十分な技術教育を行うこと。
- (3) 受託者は，技術者に対して委託者のセキュリティ等諸規定及び職場規律について十分留意させるものとする。
- (4) 受託者は，技術者に対して，使用者としての義務を全うするため，各種法令及び関係官庁からの指示命令を遵守し，事業主及び使用者としての責任を負うものとする。
- (5) 受託者は，自己の事情により技術者の変更を要する場合は，事前に委託者に対して，新たな技術者氏名及び理由を通知し，委託者の承諾を受けることとし，業務の遂行に支障を及ぼさないものとする。
- (6) 委託者は，技術者について，技術能力その他において本業務の遂行に関し不適格と認める場合は，受託者に連絡するとともに，速やかに両者協議するものとする。

### 7 業務の実施

- (1) 受託者は，本業務を，委託者の提示する作業指示に基づき，迅速かつ正確に実施するものとする。
- (2) 受託者は，本業務の実施にあたり，作業指示又はその他委託者からの通知事項に疑義が生じた場合は，直ちに委託者に通知し，委託者は，直ちにその処置を決定する。
- (3) 受託者は，本業務に関する作業指示及びその他委託者から入手する一切の資料（以下「指示書等」という。）については，特に厳重に取り扱うものとする。また，その保管管理については，委託者に対して一切の責を負うものとし，指示書等を委託者の指定した目的以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は，作業指示に基づき指定日までに，成果物を委託者に提出し，検査を受け

るものとする。

- (5) 委託者は、検査の結果、内容の誤り又はその他指示要件を欠くと認めた場合は、受託者に対し期日を指定してその補正をさせるものとする。
- (6) 受託者は、本業務終了後に、業務内容を記載した業務報告書を委託者に提出するものとする。
- (7) 委託者は、受託者に対し本業務に必要な委託者の施設、設備及び機器等について、協議の上、認められた場合は使用させるものとし、受託者は、これら機器・備品等を常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。

## 8 情報セキュリティ

- (1) 本システムの構築・運用に際しては、本県の情報セキュリティポリシーを遵守し、万全の対策を講じること。
- (2) 受託者は、契約履行のために事前に技術者に対し十分な情報セキュリティ教育を行わなければならない。
- (3) システム更新環境は、ファイアウォールの設置、ウイルス対策等のセキュリティ対策が施されていること。ウイルス対策ソフトは、自動更新により最新のパターンファイルが適用できるようインストール及び設定をすること。
- (4) 個人情報の保護、データの改ざん防止等について十分考慮すること。
- (5) セキュリティ対策費は、全て本業務に含まれることとする。
- (6) 受託者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託した場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為について、委託者に対して責任を負わなければならない。
- (8) 受託者は、業務終了後、委託者から入手した情報資産を返還又は委託者の指示する方法で完全に消去・廃棄しなければならない。
- (9) 本業務に関し情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し、受託者の責に帰すべき事由による場合は、委託者は当該事故等を受託者の名称を含めて公表することがある。
- (10) 受託者が前各項の規定に違反した場合、委託者は契約を解除することができる。なお、受託者が受けた損害について委託者は負担しない。
- (11) 受託者は、前各項の規定に違反したことにより委託者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- (12) 個人情報の入力画面及びログイン後の画面においては、全てSSL通信対応とし、個人情報の保護、データの改ざん防止等について十分考慮する。

## 9 著作権の取扱い

- (1) 本事業により制作される成果物については、特許権など法令に基づき保護される第三者の権利を侵害することがないように書面により確認すること。なお、それらを使用したことにより生じた責任は受託者が負うこと。特に書面に報告がない場合は、委託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。
- (2) 本事業により制作される成果物の著作権をすべて委託者に無償で譲渡すること。
- (3) 本事業により制作される成果物の利用に関するすべての著作権者人格権については、これを行使させないこと。

## 10 成果物

以下の成果物を納入すること。

- (1) 管理システム一式
- (2) 管理システム操作マニュアル

## 11 初期不良対応

- (1) 稼働開始からは1年間は、承認した設計書との不一致や不具合に起因して発生したトラブルについて、委託者と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務委託の実施及び稼働開始に伴い、異常動作、性能低下などの悪影響が発生しないように十分留意すること。

## 12 その他

- (1) 契約締結後、速やかに本業務委託のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により、業務を進めるものとする。